

長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）
公募型プロポーザル

実 施 要 領

1 目的

この実施要領は、長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）の実施にあたり、豊富な経験、高度な技術力、長期間の事業遂行能力を有する最適な受託者を選定することを目的として定める。

2 業務内容等

(1) 業務名

長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）

(2) 業務内容

浄化センター等の保守点検業務・運転操作監視業務等（別添「要求水準書（一般事項・特記事項）」のとおり）

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（ただし、契約日から令和9年3月31日までは履行準備期間とする。）

(4) 発注者

長門市長 江 原 達 也

(5) 選定方式

公募型プロポーザル

(6) 契約限度額（5年総額）

819,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、年度ごとの上限額は次のとおりとする。

令和9年度：163,860,000円

令和10年度：163,860,000円

令和11年度：163,860,000円

令和12年度：163,860,000円

令和13年度：163,860,000円

(7) 事務局

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339-2

長門市 上下水道局 管理課

TEL：0837-23-1190 FAX：0837-22-8348

E-mail：gesui.kanri@city.nagato.lg.jp

3 選考方式

本業務の選考は、代表企業枠と市内企業枠を設け、契約前の共同企業体組成を条件とする「事後結成型共同企業体方式」により実施する。

- (1) 代表企業枠参加者のうち4 (1) の参加資格要件を満たす者に対し、技術提案書の提出を求め、プロポーザル審査委員会による選考を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。ただし、優先交渉権者が契約の締結を辞退する等、特別の理由により優先交渉権者として認められなくなった場合には、次点者を優先交渉権者とする。
- (2) 市内企業枠は、4 (2) の参加資格要件を満たす者に対し、市内企業枠候補者を選定する。
- (3) 優先交渉権者を選定された代表企業枠参加者は、自らの判断により、市内企業枠候補者の中から1者以上を選定し、共同企業体を組成するものとする。また、市内企業枠により選定された構成員の最低の出資比率は、30%以上（2者以上を選定した場合は、20%以上）とする。
- (4) 共同企業体の形態は、甲型共同企業体とし、原則として各構成員が対等の立場で、一体となって業務を実施しなければならない。

4 参加者の資格要件

(1) 代表企業枠の参加資格要件

代表企業枠の参加を申し込む者は、参加申請日において次の要件全てに該当する者とする。

ア 令和7・8・9年度長門市競争入札参加者名簿において、「業務委託」の営業種目「下水道の運転・管理」に登録されている者。

イ 山口県又は広島県に本店、支店又は契約締結権のある営業所を有している者

ウ 参加申出書の提出の日から契約締結までの間において、長門市物品等及び業務委託に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

オ 「下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録」（昭和62年建設省告示第1348号）に登録している者。

カ 【過去の実績】

平成28年4月1日からこの公告の日までに、元請負人又は共同企業体の構成員（代表者に限る。）として、性能発注（平成13年（国都下管第3号）下水道管理指導室長通知「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」に基づくもの。）による処理能力最大10,000m³以上の活性汚泥法による終末処理場の維持管理業務（業務期間が引き続き12か月以上であって、完了検査を終了している（一の契約又は引き続く二の契約で業務期間が引き続き12か月以上のものであって、公告の日までに完了検査を終了していないものであっても、12か月以上業務を履行しているものを含む。）について、受注した実績を有していること。

キ 要求水準書（一般事項）に規定する技術者を適正に配置できること。（このプロポーザルに参加しようとする者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が、参加意向申出書提出期限

の前日から起算して12か月以上継続してあること。)

- ク 申出者が配置する業務総括責任者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合に限り、当初申請する技術者選任予定通知書(別記様式第1-4号)に記載された他の業務総括責任者に限り変更を認める。副総括責任者及び水質管理主任者の変更が必要となった場合においては、適切な資格及び経験を有する者を配置すること。
- ケ 単体企業であること。

(2) 市内企業枠の参加資格要件

市内企業枠の参加を申し込む者は、参加申請日において次の要件全てに該当する者とする。

- ア 令和7・8・9年度長門市競争入札参加者名簿において、「業務委託」の営業種目「下水道の運転・管理」に登録されている者。
- イ 長門市に本店を有している者。
- ウ 参加申出書の提出の日から契約締結までの間において、長門市物品等及び業務委託に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- オ 「下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録」(昭和62年建設省告示第1348号)に登録している者。
- カ 単体企業であること。

5 プロポーザル参加意向申出書提出要領

(1) 参加意向申出書の提出

ア 代表企業枠参加者

(ア) 提出書類

- a 提出書類チェックシート(代表企業枠用)(別記様式第1-1号)
- b プロポーザル代表企業枠参加意向申出書(別記様式第1-2号)
- c 同種業務の実績調書(別記様式第1-3号)

※同種業務の実績を確認することが目的であるため、最大4件までとする。

ただし、別途提出を求める技術提案においては、最大10件までを評価対象とする。

- d 技術者選任予定通知書(別記様式第1-4号)
- e 資格者及び実務経験者選任予定通知書(別記様式第1-5号)

(イ) 提出期限

令和8年8月7日(金)午後5時

※提出書類に不備があった場合の再提出についても期限内を原則とし、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない

(ウ) 受付場所

2(7)事務局で受付(チェックシートを基に提出書類の有無について確認を行う。)

提出書類の内容については別途確認の上、結果通知するため、参加者は「12 失格基準」を確認し、書類作成を行うこと。）

(エ) 提出方法

事務局へ持参（午前9時から午後5時までとする）【郵送不可】

ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く

イ 市内企業枠参加者

(ア) 提出書類

a 提出書類チェックシート（市内企業枠用）（別記様式第2-1号）

b プロポーザル市内企業枠参加意向申出書（別記様式第2-2号）

(イ) 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時

※提出書類に不備があった場合の再提出についても期限内を原則とし、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない

(ウ) 受付場所

2（7）事務局で受付（チェックシートを基に提出書類の有無について確認を行う。内容については別途確認し結果通知を行うため、「12 失格基準」を確認し書類作成を行うこと。）

(エ) 提出方法

事務局へ持参（午前9時から午後5時までとする）【郵送不可】

ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く

(2) 結果の通知

ア 選定・非選定結果の通知

選定・非選定結果は令和8年8月27日（木）までに書面により発送する。

イ 非選定理由の説明要求

非選定の通知を受けた者は、令和8年9月3日（木）までに書面により説明要求書を提出することができる。

ウ 非選定理由の説明要求に対する回答

非選定理由の説明を求めた者に対し、令和8年9月10日（木）までに書面により回答する。

(3) 提案書の提出要請

市長は、資格を満たす者であることを確認した代表企業枠参加者に対して、令和8年8月27日（木）までにプロポーザル関係書類提出要請書を発送するものとする。

6 質問及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する事項は受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年7月28日(火)から令和8年8月7日(金)午後5時

イ 提出方法

別記様式第3号に必要事項を記載し、2(7)事務局へ電子メールで送信するとともに、書面を持参又は郵送により提出すること

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年8月18日(火)から市のホームページで質問者が特定できない形で閲覧に供する。

7 技術提案書の提出要領

ア 対象者

5(1)アにより参加資格者として選定された代表企業枠参加者

イ 提出書類

a 技術提案書(別記様式第4号)

b 見積書(別記様式第5-1号から第5-3号)

ウ 提出期限

令和8年10月14日(水)午後5時

※提出書類に不備があった場合の再提出についても期限内を原則とし、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない

エ 受付場所

2(7)事務局で受付(「12 失格基準」を確認し書類作成を行うこと。)

オ 提出方法

事務局へ持参(午前9時から午後5時までとする)【郵送不可】

ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く

8 選考方法

(1) プロポーザル審査委員会による選定

ア 対象者

5(1)アにより参加資格者として選定された代表企業枠参加者

イ ヒアリング実施日

令和8年10月19日(月)を予定(時間及び場所は別途通知する。)

ウ 実施内容

提案内容に関する説明を実施し、その後プロポーザル審査委員によるヒアリングを行う

エ 評価基準

提出された書類及びヒアリング内容について、プロポーザル審査委員会で別表の配点基準により採点し、代表企業枠についての優先交渉権者及び次点者を特定する。

オ 結果の通知

特定・非特定の結果は令和8年11月10日（火）までに書面により発送する。

カ 非特定理由の説明要求

非特定の通知を受けた者は、令和8年11月17日（火）までに書面により説明を求めることができる。

キ 説明要求に対する回答

市長は、説明を求めた者に対し、令和8年11月24日（火）までに書面により回答する。

(2) 優先交渉権者特定にあたっての特記事項

ア 参加申込者が1者の場合は、当該参加申込者に係る技術提案書の評価点が300点を超えない場合、当該参加申込者を優先交渉権者として特定しないことができるものとする。

イ 評価項目の採点にあたり、プロポーザル審査委員の過半数の委員が同一の詳細項目について配点の30%未満となる提案者にあつては、優先交渉権者として特定しないことができるものとする。

ウ 価格評価点の算出は次のとおりとする。

価格評価点＝配点（100点）×最低提案見積価格／当該提案価格

9 契約の締結

(1) プロポーザル審査委員会により優先交渉権者に選定された代表企業枠参加者は、自らの判断により、市内企業枠候補者の中から1人以上を選定し、共同企業体を組成し、共同企業体協定書を締結する。

(2) 優先交渉権者に選定された代表企業枠参加者と市内企業枠候補者が令和8年12月9日（水）までに共同企業体を組成できない場合、次点者に選定された代表企業枠参加者と市内企業枠候補者が共同企業体を組成することとする。この場合においての手續に係る各種期限は別途通知する。

(3) 市は、上記の共同企業体と契約に係る協議を行い、見積書を提出させ、予定価格の範囲内で契約を締結する。

(4) 契約に係る提出書類

ア 共同企業体協定書（写し）（別記様式第6号に準じる。）

イ 委任状（別記様式第7号）

ウ 使用印鑑届（別記様式第8号）

エ 見積書（別記様式第9-1号及び第9-2号）

10 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、優先交渉権者等の特定以外に提出者に無断で使用しないもの

とする。

- (2) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等を行う際に複製を作成することがある。
- (4) プロポーザルの提出後、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は返却しないものとする。

11 提出書類及び提出期限

提出者	様式名称	別記様式	提出数	提出期限
代表企業 株	提出書類チェックシート	様式 1-1	1 部	8 月 7 日（金）
	代表企業株参加意向申出書	様式 1-2	1 部	
	同種業務の実績調書	様式 1-3	1 部	
	技術者選任予定通知書	様式 1-4	1 部	
	資格者及び実務経験者選任予定通知書	様式 1-5	1 部	
	公告に対する質問書（疑義がある場合）	様式 3	1 部	
	技術提案書	様式 4	別途通知	10 月 14 日 （水）
	見積書（技術提案用）	様式 5-1 ～5-3	各 1 部	
市内企業 株	提出書類チェックシート	様式 2-1	1 部	8 月 7 日（金）
	市内企業株参加意向申出書	様式 2-2	1 部	
	公告に対する質問書（疑義がある場合）	様式 3	1 部	
優先交渉 権者と なった者	共同企業体協定書（写し）	様式 6	1 部	11 月 25 日 （水）
	委任状（共同企業体用）	様式 7	1 部	
	使用印鑑届（共同企業体用）	様式 8	1 部	
	見積書（契約用）	様式 9-1 ～9-2	各 1 部	12 月 18 日 （金）

12 失格基準

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

- (3) 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関してプロポーザル審査委員と不当な接触があったもの
- (7) ヒアリングに出席しなかったもの

13 経費の負担

本プロポーザルに参加することによって生じる費用は、全て参加者の負担とする。

14 その他

- (1) プロポーザルの作成のために市において作成した資料は、市の了解なく公表、使用しないこと。
- (2) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとする。
- (3) プロポーザルを辞退する者は、別記様式第10号により届け出ること。
- (4) 特別の事情があると認める場合、本要領に定める取扱いを変更する可能性がある。
- (5) その他この実施要領に定めのない事項については、長門市業務委託に関するプロポーザル実施要綱により取り扱うものとする。